

# I 経営安定対策

## 1 加工原料乳生産者補給交付金等の交付業務

### (1) 加工原料乳の生産者補給金等単価及び交付対象数量の推移

表 17 は農林水産省告示による加工原料乳の生産者補給金単価等の年度別推移を示したものである。

平成 26 年度から新たにチーズ向け生乳が生産者補給金の対象となり、脱脂粉乳・バター等向け生乳とは別に、チーズ向け生乳についても単価及び交付対象数量が設定された。

(表 17 の①)

平成 29 年度からは液状乳製品(クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳)向け生乳も補給金の対象となり、それらが加工原料乳向け生乳として単価及び交付対象数量が一本化された(表 17 の②)。

平成 30 年度からは、生乳生産者が従来の指定生乳生産者団体(以下「指定団体」という。)を経由せずに加工原料乳として仕向けた場合にも生産者補給金が交付されるよう制度が改正され、併せて、一定の地域からの集送乳を拒まない事業者を指定し、生産者補給金と併せて集送乳調整金が交付されることとなった。

令和 6 年度の補給金単価は、飼料価格の高騰等の生産費の上昇により前年度に比べ 23 銭高の 8.92 円/kg となり、集送乳調整金単価についても、輸送単価の上昇により前年度に比べ 3 銭高の 2.68 円/kg となった。一方、総交付対象数量については、生乳の需給見通しにより前年度に比べ 5 万トン減の 325 万トンと定められた(表 17 の③)。

表 17 加工原料乳の生産者補給金等単価及び交付対象数量の推移

#### ① 平成 23 年度から平成 28 年度まで

区分 項目・年度		生産者補給金単価		交付対象数量	
		単価 (円/kg)	前年度比 (%)	数量 (千トン)	前年度比 (%)
脱脂粉乳・ バター等向け	23	11.95	100.8	1,850	100.0
	24	12.20	102.1	1,830	98.9
	25	12.55	102.9	1,810	98.9
	26	12.80	102.0	1,800	99.4
	27	12.90	100.8	1,780	98.9
	28	12.69	98.4	1,780	100.0
チーズ向け	26	15.41	-	520	-
	27	15.53	100.8	520	100.0
	28	15.28	98.4	520	100.0

② 平成 29 年度

年度	生産者補給金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	交付対象数量 (千トン)
29	10.56	—	3,500

③ 平成 30 年度から令和 5 年度まで

年度	生産者補給金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	集送乳調整金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	交付対象数量 (千トン)
30	8.23	—	2.43	—	3,400
元	8.31	101.0	2.49	102.5	3,400
2	8.31	100.0	2.54	102.0	3,450
3	8.26	99.4	2.59	102.0	3,450
4	8.26	100.0	2.59	100.0	3,450
5	8.69	105.2	2.65	102.3	3,300
6	8.92	102.6	2.68	101.1	3,250

注：価格は消費税込みである。

(2) 生乳の生産、販売等の動向

令和 6 年度の生乳生産量は、主要な産地である北海道において、夏の暑熱対策にある程度の効果が見られたことと、飼料の出来が良好だったため、前年度を上回る 737 万 3284 トン（前年度比 100.7%）となり、このうち生産者補給交付金等の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）が取り扱った生乳の販売数量も 702 万 6711 トン（同 100.2%）と前年度を上回った。

農林水産大臣及び道府県知事が認定した加工原料乳の数量は、堅調なバター需要を背景に 344 万 7152 トン（同 102.1%）と前年度をわずかに上回った。用途別に見ると、脱脂粉乳・バター等向けは 179 万 6882 トン（同 104.1%）と前年度をやや上回り、チーズ向けは 42 万 4412 トン（同 99.1%）と前年度をわずかに下回り、液状乳製品（生クリーム等）向けは 122 万 5858 トン（同 100.2%）と前年度並みとなった（表 18）。

表 18 令和 6 年度の対象事業者別加工原料乳認定状況

対象事業者	販売生乳数量		加工原料乳認定数量							
			脱・パ等向け		チーズ向け		液状乳製品向け		合計	
	数量 (トン)	前年度比 (%)	数量 (トン)	前年度比 (%)	数量 (トン)	前年度比 (%)	数量 (トン)	前年度比 (%)	数量 (トン)	前年度比 (%)
第 1 号計	7,003,106	100.2	1,795,854	104.1	423,153	99.1	1,223,846	100.2	3,442,854	102.1
第 2 号計	19,536	95.9	709	101.3	194	91.5	1,964	87.5	2,867	90.8
第 3 号計	4,069	99.2	318	94.6	1,065	95.1	48	47.5	1,431	92.0
総 計	7,026,711	100.2	1,796,882	104.1	424,412	99.1	1,225,858	100.2	3,447,152	102.1

注 1：第 1 号対象事業者とは、生乳を集めて乳業に販売する事業者、第 2 号対象事業者とは、乳業に直接生乳を販売する酪農家、第 3 号対象事業者とは、乳製品を自ら加工販売する酪農家である（以下の表において同じ。）

注 2：販売生乳数量及び加工原料乳認定数量については、第 1 号対象事業者は、ホクレン農業協同組合連合会、サツラク農業協同組合、カネカ食品株式会社、富士乳業株式会社、株式会社 MMJ、東北生乳販売農業協同組合連合会、関東生乳販売農業協同組合連合会、北陸酪農業協同組合連合会、東海酪農業協同組合連合会、近畿生乳販売農業協同組合連合会、中国生乳販売農業協同組合連合会、四国生乳販売農業協同組合連合会、九州生乳販売農業協同組合連合会、沖縄県酪農農業協同組合の 14 事業者の合計。第 2 号対象事業者は、22 事業者の合計。第 3 号対象事業者は、30 事業者の合計（以下の表において同じ。）

### （3）生産者補給交付金等の交付

#### ア 加工原料乳の認定数量

令和 6 年度は、第 1 四半期は 90 万 7900 トン（前年比 102.4%）、第 2 四半期は 77 万 9973 トン（同 101.6%）、第 3 四半期は 82 万 6406 トン（同 102.4%）、第 4 四半期は 93 万 2874 トン（同 101.9%）、合計 344 万 7152 トン（同 102.1%）が加工原料乳として認定された（表 19）。

#### イ 生産者補給交付金等の交付等

令和 6 年度は、上記の認定数量が総交付対象数量 325 万 トンを超過したため、総交付対象数量を上限として 289 億 8999 万円の生産者補給交付金等を交付し、集送乳調整金については、86 億 5003 万円を交付した（表 20）。また、超過数量については、畜産業振興事業の緊急対策のバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業において支援した。

なお、加工原料乳生産者補給交付金等の交付業務の実施に当たり、機構が国から受け入れた令和 6 年度の交付金の額は、347 億 9038 万円（生産者補給交付金等 347 億 5192 万円、業務委託費等 3846 万円）となった。

表19 令和6年度の四半期別加工原料乳生産者補給交付金等の交付状況

	販売生乳数量		加工原料乳認定数量								生産者補給交付金等 交付額	
			脱・パ等向け		チーズ向け		液状乳製品向け		合計			
	数量 (トン)	前年度比 (%)	数量 (トン)	前年度比 (%)	数量 (トン)	前年度比 (%)	数量 (トン)	前年度比 (%)	数量 (トン)	前年度比 (%)	金額 (千円)	前年度比 (%)
第1四半期	1,821,271	100.1	486,894	102.9	115,831	103.1	305,174	101.4	907,900	102.4	10,517,594	105.0
第2四半期	1,694,637	99.4	373,220	105.3	97,899	93.7	308,854	99.9	779,973	101.6	9,034,596	105.7
第3四半期	1,726,309	101.0	413,728	105.6	102,388	99.9	310,289	99.2	826,406	102.4	9,568,357	104.9
第4四半期	1,784,494	100.2	523,040	103.4	108,294	99.5	301,541	100.2	932,874	101.9	8,522,467	88.0
年度計	7,026,711	100.2	1,796,882	104.1	424,412	99.1	1,225,858	100.2	3,447,152	102.1	37,643,014	100.7

注：生産者補給交付金等交付額には、集送乳調整金を含む。

表20 令和6年度の対象事業者別生産者補給交付金等の交付状況

対象事業者	生産者補給交付金等 交付数量		生産者補給交付金等額		集送乳調整金	
	数量 (トン)	前年度比 (%)	金額 (千円)	前年度比 (%)	金額 (千円)	前年度比 (%)
第1号計	3,245,872	98.5	28,953,182	101.1	8,653,029	99.5
第2号計	2,780	92.1	24,798	94.5	-	-
第3号計	1,346	89.4	12,004	91.8	-	-
総計	3,249,998	98.5	28,989,985	101.1	8,653,029	99.5

## 2 畜産業振興事業に対する補助業務（補完対策）

### （1）酪農経営安定対策

平成 30 年度からは加工原料乳生産者補給金の交付対象要件から加工原料乳生産者経営安定対策事業（ナラシ）への事業参加が外れるとともに、指定生乳生産者団体に生乳の委託販売をする者以外の生産者についてもナラシへの事業参加が可能となった。

令和 6 年度には、令和 5 年度の加工原料乳価格（全国平均取引価格）を算出したところ 93.64 円/kg となり、補てん基準価格（令和 2 年度から令和 4 年度の全国平均取引価格の平均価格：81.61 円/kg）を上回ったことから、令和 5 年度分の補填金の交付は発生しなかった。

### （2）補完対策

酪農家の担い手となる酪農ヘルパーの人材支援、乳用牛の計画的な改良・増殖を支援する取組、乳用後継牛を緊急的に確保するための取組及び生乳流通の合理化に向けた取組への支援等を行う酪農経営支援総合対策事業30億8400万円（予算繰越分17億1500万円を含む。）を実施した。